

令和7年11月7日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社岡島電設工業

期間:令和7年11月7日から令和7年12月18日まで(6週間)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社岡島電設工業が建設業法の規定により監督処分(営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和7年11月7日
近畿地方整備局

株式会社岡島電設工業に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年9月11日付けで奈良県から建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(7日間)を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社岡島電設工業が建設業法の規定により監督処分(営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社岡島電設工業

奈良県奈良市三条大路2-2-54TMOビル101号室

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月7日から令和7年12月18日まで(6週間)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。